② 設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵ 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠ 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下に同じ。）の関係にある場合

㈡ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠ 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㈡ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㈢ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２）参加表明書に関する要件

⑴ 参加表明書の提出者に対する要件

① 参加表明書を提出する者は、平成20年度以降公示日までに完了した以下の「同種業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者及び構成員が「同種業務」の実績を有さなければならない。

・同種業務：海域における漁業現況調査又は海上工事に伴う漁業における営業機会の減少量の算定を行った業務

② ただし、上記①の実績が全地方整備局及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）の発注した業務の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

⑵ 配置予定技術者に対する要件

① 配置予定管理技術者の資格に関する要件　配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

イ）技術士（総合技術監理部門：「水産―漁業及び増養殖、水産―水産水域環境」、水産部門：「漁業及び増養殖、水産水域環境」）、補償業務管理士（営業補償・特殊補償部門）又は博士（農学、水産学又は学術）（但し、学術については農学又は水産学に関連する研究分野に限る）の資格を有している者

ロ）ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Mechanical、Environmental、Information又はBio）又は漁業補償業務に関し７年以上の実務経験を有している者。

ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

※ 上記ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者とは以下に掲げる者とする。

ａ．関連分野の著述、論文、委員会活動などの顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｂ．関連分野の25年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｃ．上記ロ）と同等と認められる関連資格（筆記試験、面接試験など公開で実施される公平かつ公正な試験により、認定される資格に限る）の取得者であり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課等）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成30年８月24日を予定する。

② 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者については、平成20年度以降公示日までに完了した以下に示される「同種業務」について、従事経験を有さなければならない。

なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は問わない。ただし、照査技術者として従事した実績は除く。

・同種業務：海域における漁業現況調査又は海上工事に伴う漁業における営業機会の減少量の算定を行った業務

ただし、「同種業務」の従事経験が全地方整備局及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）の発注した業務の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

③ 業務成績に関する要件　配置予定管理技術者は、平成27年度から平成29年度末までの間に完了した「建設コンサルタント等業務」において、請負業務成績評定点がある場合は、平均点が60点以上であること。ただし、業務成績が付されていない場合はこの限りではない。

※ 実績は、全地方整備局及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）発注の「建設コンサルタント等業務」で契約金額が100万円以上のものに限る。また、管理技術者として従事した実績に限るものとし、担当技術者及び照査技術者として従事した実績は除くものとする。ただし、管理技術者として従事した実績が無い場合には、担当技術者として従事した実績とする。

④ 恒常的な雇用関係　本業務の参加表明書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。

３ 技術提案書を特定するための評価基準

１）技術提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、２）に掲げる評価項目を確認し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

２）評価項目

⑴ 実施方針・実施フロー・工程表・その他

⑵ 特定テーマに対する技術提案